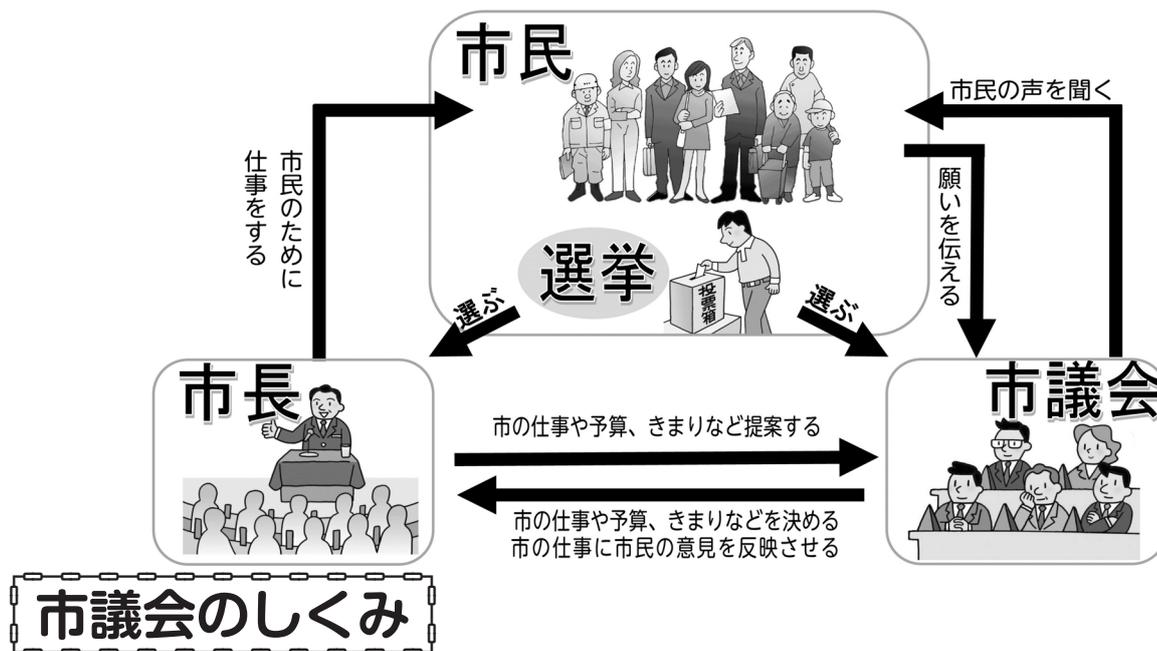


二本松市議会のしおり

市民のみなさんが、自分たちの生活に身近な問題を自分たちの力で解決することを地方自治といいます。しかし、市民全員が集まって「くらしやすい」まちにするための話し合いを行うことは、むずかしいことです。

そこで、市民の中から代表の人たちを選んで話し合いをしてもらいます。この代表に選ばれた人たちを市議会議員といい、市民に代わって役割を果たすための市議会議員の集まりを市議会とよびます。



市議会のしくみ

◎ 議員

市議会は直接市民から選挙で選ばれた議員によって構成されています。

二本松市議会議員の条例定数は22人です。

任期は4年間で令和8（2026）年6月30日までです。

◎ 議長・副議長

議長と副議長は、議会において議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、市議会を代表するとともに、議事を整理し議会の事務を処理する権限を持っています。

副議長は、議長が不在の時などにその代わりに務めます。

◎ 会派

市政について同じ考えや意見を持っている議員が集まって、グループをつくっています。

これを会派といい、二本松市議会の場合は2人以上の所属議員が必要です。

◎ 会議

議会は議決機関ですから、活動の中心は会議にあるといえます。議会では各種の会議を開きますが、そのうち特に重要なものは本会議と委員会です。

市議会の運営

◎定例会・臨時会

議会はいつも開かれているのではなく、ある一定の期間だけ開かれます。

定期的に開かれる議会を「定例会」、必要に応じて開かれる議会を「臨時会」といいます。

二本松市議会の定例会は、3・6・9・12月の年4回開かれます。

議会の招集は市長の権限ですが、議会の開会から閉会までの日程は議会が自主的に決めます。この一定の期間を「会期」といいます。

定例会の会期中の日程は、おおよそ次のように進められます。

本会議初日	①開 会	定例会が開かれます。
	②会議録署名議員の指名	本会議の話し合いを記録したものを「会議録」といいます。会議録が正しく記録されているかを確認する議員3人を決めます。
	③会期の決定	いつからいつまで定例会を開催するかを決定します。
	④議案の上程	二本松市の仕事、お金の使い方、市のルールなどをこうしたいと提案します。これを「議案」といいます。ここで、議案を本会議の議題とします。
	⑤議案提案理由の説明	市長から議案を提案した理由の説明がされます。
議案調査等のため休会（各議員は、議案について調査・研究を行います。）		
本会議2日目	⑥委員会付託	議案を分けて委員会で詳しく話し合いをすることを決めます。
	⑦一般質問	希望する議員は二本松市の仕事、お金の使い方、市のルールなどについて、分からない点やこうしたほうが良いという点などを質問します。市長は、このような質問に対して、考え方を答えます。
本会議3日目		
本会議4日目		
本会議5日目		
委員会審査（各委員会を開催し（2～4日程度）、議案について詳しく話し合います。）		
本会議最終日	⑧委員長報告	委員会での話し合われたことやその結果を報告します。
	⑨討 論	議案などについての賛成・反対の意見を述べます。
	⑩採 決	議案について賛成か反対かを多数決で決めます。
	⑪閉 会	定例会が閉じられます。

本 会 議

本会議は議案などを審議し、議会の最終的な意思を決める会議です。提出された議案について市長などが説明し、これに対し議員から質疑や討論が行われた後、採決をします。また、定例会では、市政全般について市長などの執行機関に対して一般質問が行われます。

委 員 会

◎ 常任委員会

議案などを専門的、合理的、能率的に審査するため、部門別に常設の委員会を設けています。現在、二本松市議会には、次の3つの常任委員会があり、本会議で付託された議案や請願を詳細に審査し、委員会の審査の結果を本会議で報告します。

委員会名称	定数	所 管 事 項
総務市民常任委員会	8人	議会、総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び市民部の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項
産業建設常任委員会	7人	産業部、農業委員会、工業団地造成事業所、建設部及び宅地造成事業所の所管に属する事項
文教福祉常任委員会	7人	保健福祉部、福祉事務所及び教育委員会の所管に属する事項

◎ 議会運営委員会

円滑な議会運営を行うために議会運営委員会が設置されています。

委員会名称	定数	所 管 事 項
議会運営委員会	8人	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項

◎ 特別委員会

特定事件を審査するために特別委員会を設置することができます。

その他の会議

◎ 議会だより編集委員会

議会だよりを編集して発行するために、委員会を設けています。

◎ その他の会議〔議員全員協議会など〕

市議会では本会議と委員会のほかにも必要に応じて、議員全員協議会などさまざまな会議を開催します。これらは市政の問題などについて検討するための重要な会議です。議案の審査は行いませんが、市長などの執行機関から説明を受けたり、意見を述べます。

請願と陳情

市政などについて意見があるときは、請願書や陳情書を市議会に提出することができます。

請願は市議会議員の紹介を必要としますが、陳情の場合はその必要がありません。市議会では、請願の審査結果を請願者へ通知します。

なお、陳情の取り扱いについては、議会運営委員会で審査し、委員会で審査することとなった場合は、請願と同様の取り扱いとなります。

◎請願・陳情の出し方

請願・陳情の提出方法は、市議会の会議規則に定められています。

(1)邦文であること。

(2)趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所を記載し、氏名は署名又は記名押印がされていること。

(3)請願の場合は、請願を紹介する市議会議員の署名又は記名押印がされていること。

※請願・陳情は常時受け付けしていますが、定例会ごとに提出期限が設けられています。(定例会の会期などを決定する議会運営委員会の開催日前日まで)

傍聴

本会議は公開が原則となっていますので、気軽に傍聴においでください。

本会議の当日、市役所6階議場入口で傍聴人受付簿に氏名などを記入していただくだけで傍聴ができます。

なお、携帯電話などの電源は必ずお切りください。また、議長の許可を得た方以外は、写真などの撮影又は録音などができません。傍聴される方は、係員の指示に従ってください。

市議会ウェブサイト

市議会の日程や審議結果などをウェブサイトで公開しています。

二本松市議会

検索

*市議会ウェブサイトは二本松市ウェブサイト内にあります。

◎インターネット議会中継（ライブ中継・録画中継）

本会議の様子をライブ中継及び録画中継していますので、ご覧ください。

◎会議録検索システム

平成17年12月臨時会からの本会議の記録を検索することができます。

※詳しくは、議会事務局へおたずねください。

〔二本松市議会事務局 電話 0243-55-5144〕